

○犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第四条第一項第四号の規定に基づき国又は地域を指定する件（平成二十年金融庁告示第十号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第四条第一項第四号の規定に基づき国又は地域を指定する件 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号）第四条第一項第四号の規定に基づき、次に掲げる国又は地域を指定し、同令の施行の日から適用する。 アイスランド アイルランド アメリカ合衆国 アルゼンチン イタリア インド 英国 オーストラリア オーストリア オランダ カナダ ギリシャ シンガポール スイス スウェーデン	犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第四条第一項第四号の規定に基づき国又は地域を指定する件 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号）第四条第一項第四号の規定に基づき、次に掲げる国又は地域を指定し、同令の施行の日から適用する。 アイスランド アイルランド アメリカ合衆国 アルゼンチン イタリア 英国 オーストラリア オーストリア オランダ カナダ ギリシャ シンガポール スイス スウェーデン

スペイン
タイ
大韓民国
台湾
中華人民共和国
デンマーク
ドイツ
トルコ
ニュージーランド
ノルウェー
フィンランド
ブラジル
フランス
ベルギー
ポルトガル
香港
マカオ
マレーシア
南アフリカ共和国
メキシコ
ルクセンブルク
ロシア

スペイン
タイ
大韓民国
台湾
中華人民共和国
デンマーク
ドイツ
トルコ
ニュージーランド
ノルウェー
フィンランド
ブラジル
フランス
ベルギー
ポルトガル
香港
マカオ
マレーシア
南アフリカ共和国
メキシコ
ルクセンブルク
ロシア